

「川根本町 ネクストリーダーズ プロジェクト」登録の案内（企業版）

1 はじめに

このプロジェクトは、町内外の高校や大学などに進学した生徒・学生が、卒業後に町内に定住して地元企業へ就職し、次世代の地域の担い手（＝リーダー）となっていていただくことを目的としています。

町・事業者（及び商工団体）・金融機関・卒業後に地元就職を希望する若者（町内在住の高校生や町内出身の若者など）の4者でプロジェクトを組織し、若者の町内定住・Uターン就職の促進に向けた取組を推進します。

2 事業者におけるメリット

プロジェクト賛同事業者として登録いただくと、以下のメリットがあります。

（1）事業者の採用情報を生徒・学生へ届けます

町が、プロジェクトに登録した生徒・学生に対し、賛同事業者の事業概要や「先輩の声」、インターンシップの受け入れ情報、合同企業説明会の開催情報などを提供します。

（2）人材の定着に寄与します

プロジェクトに登録した生徒・学生が借り入れた教育ローンの元金の一部及び利子について、5年間の町内定住を条件として補助するため、人材の定着に寄与します。

3 登録の手順

（1）対象事業者

登録いただける事業者は、以下のすべてに当てはまる事業者です。

①町内又は町内からの通勤が可能である範囲に事業所を有する事業者であること。

②事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が川根本町暴力団排除条例（平成24年川根本町条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

③プロジェクト制度の取組に積極的に取り組む意思がある事業者であること。

（2）提出書類（提出先：川根本町役場経営戦略課）

※登録書類の提出は、随時受け付けます。

①賛同事業者登録申請書（様式第4号）

②誓約書（様式第5号）

③その他町長が必要と認めるもの

【参考】生徒・学生に対する元金の一部及び利子の補助について

プロジェクト賛同金融機関が提供する教育ローンを借入れ、卒業後3年以内（医大生で研修期間がある場合などを除く）に町内に定住して就職した場合、勤続1年経過時（就職から1年後）に、元金の20%（就職先が町外の場合は10%）を補助します。

さらに、世帯所得の要件により「特別奨学生」として指定された場合は、在学中（正規の修業年数）及び卒業後の返済期間（5年間）の利子（上限2.0%）と、元金の30%（就職先が町外の場合は15%）を補助します。

ただし、これらの補助は5年間の町内定住が条件となります。

【Q&A】

Q1. プロジェクトに登録された生徒・学生への情報発信の方法は？

A1. 事業者の概要は町公式HPへ掲載し、SNS（LINEなど）のプッシュ通知機能も活用していく予定です。事業者の皆さまにおかれましても、積極的な情報発信にご協力をお願いいたします。

Q2. 生徒・学生の就業先として、利子及び元金の補助を受けることができる業種や事業形態・規模の範囲は？

A2. 業種としては、商工業に限らず、農林漁業や医療業、官公庁など幅広く対応します。（プロジェクト賛同事業者として登録されている事業者への就業については補助対象となります。）また、事業形態・規模については、法人・個人事業者、大企業・中小企業を問いません。

Q3. 就業する生徒・学生が親族であっても、補助対象となるか？

A3. 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人・個人事業者への就業についても、補助対象とします。

Q4. 生徒・学生の就業先として、利子及び元金の補助を受けることができる雇用形態は？

A4. 補助対象となるのは、正社員のみです。

Q5. 町内に本店が無くても、補助対象（町内就職）の就業先となるか？

A5. 支店や営業所、サテライトオフィスなどへの就業であっても、所在地が町内であれば「町内への就職」とみなします。

Q6. 生徒・学生が就業して補助を受ける際に、事業者が提出する書類はあるか？

A6. 就業時と就業から1年後に、就労証明書を提出していただきます。（所定の様式がありますが、事業所としてそれに代わるものがあれば代替も可とします。）また、就業先が町外の場合は、就業から1年後に、川根本町から通勤していることを証明する書類を提出していただきます。